

福岡広域都市計画地区計画の変更(宗像市決定)

都市計画エコパーク地区地区計画を次のように変更する。

名 称	エコパーク地区地区計画	
位 置	宗像市池浦、吉田、江口及び池田の各一部	
面 積	約32.4ヘクタール	
地区計画の目標	<p>本地区は、宗像市の北西部に位置し、既存の宗像清掃工場などの工場及び今後は流通業務施設の集約を目指す地区である。</p> <p>第2次宗像市都市計画マスタープランでは、「工業流通業務地」として位置付けられ、自然環境の保全や周辺環境との調和を前提とし、清掃工場周辺は新規の企業誘致や既存企業の再配置の受け皿として位置付けられている。</p> <p>そこで本計画は、緑豊かで自然環境と調和した工業流通業務施設の集積を図りつつ、周辺地域と調和のとれた土地利用を図る。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>自然環境と調和した工業流通業務施設の集積を誘導するため、地区を2つに細区分し、それぞれ次のような土地利用を誘導する。</p> <p>【清掃工場地区】 豊かな自然環境と調和した清掃工場を配置する。</p> <p>【工場関連地区】 豊かな自然環境と調和した工業流通業務施設を誘導する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>土地利用の方針に基づき、建築物等の用途の制限を定め、自然環境の中で良好な工業流通業務施設の集積を図る。</p>

地区の 細区分	地区の名称	清掃工場地区	工場関連地区	
	地区の面積	約 16.5 ヘクタール	約 15.9 ヘクタール	
地区 整備 計画	建築物等 に関する事項	建築物等 の用途の制限	次に掲げる建築物に限り建築することができる。 1 建築基準法第51条で定めるごみ焼却場 2 前号に付属する建築物	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 建築基準法別表第2(を)項各号に掲げるもの 2 住宅(長屋を含む) 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 5 店舗、飲食店の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの 6 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令(以下、「政令」という)第130条の6の2で定める運動施設 7 カラオケボックスその他これに類するもの 8 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する政令第130条の8の2で定めるもの 9 図書館、博物館その他これらに類するもの 10 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物 11 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 12 公衆浴場 13 診療所 14 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 15 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 16 自動車教習所 17 畜舎 18 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第5項に規定する業務の用に供する建築物
			備考	用語の意義及び算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。 地区整備計画で定める制限の取扱いは、上記のほか別に条例で定めるものとする。

「地区計画の区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」